

大治町子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「困難を有する子ども等」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、大治町子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、困難を有する子ども等に関する次に掲げる事務を行う。

- (1) 情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 相談等への対応及び必要な指導に関すること。
- (4) 支援状況の把握に関すること。
- (5) 支援に係る調査、研究、協議、研修、広報及び啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる機関若しくは団体（以下「関係機関等」と総称する。）の職員又は構成員で構成する。

- 2 前項の職員は、別表第2に掲げる課等の者とする。
- 3 協議会に会長を置き、大治町教育委員会教育長が務める。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、大治町教育委員会社会教育課において処理する。

(代表者会議)

第5条 協議会が円滑に機能する環境の整備を行うため、代表者会議を置く。

- 2 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 協議会の運営に必要な体制の整備に関すること。
 - (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要なこと。
- 3 代表者会議は、関係機関等の代表者で構成する。
- 4 代表者会議は、会長が必要に応じて招集する。

(実務者会議)

第6条 関係機関等が相互の連携を円滑に図るため、実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、困難を有する子ども等に関する次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 支援に係る情報交換に関すること。

(2) 支援に係る事例の把握に関すること。

(3) 支援を推進するための調査・研究、研修、広報及び啓発に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要なこと。

3 実務者会議は、関係機関等の担当者により構成する。

4 実務者会議は、大治町教育委員会社会教育課長が必要に応じて招集する。

(個別ケース検討会議)

第7条 困難を有する子ども等の具体的な支援について検討するため、個別ケース検討会議を置く。

2 個別ケース検討会議は、困難を有する子ども等に関する次に掲げる事項について協議する。

(1) 状況の把握及び問題点の確認に関すること。

(2) 具体的な支援方法に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要なこと。

3 個別ケース検討会議は、その検討に係る関係機関等の担当者により構成する。

4 個別ケース検討会議は、必要に応じて大治町教育委員会社会教育課長が招集する。

(協力要請等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、協力を求めることができる。この場合において、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第9条 関係機関及び第8条の規定により協力を求められた者は、正当な理由なく、職務上知ることができた秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改定)

第10条 この要綱の改定及び協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って改定する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、詳細な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	名称
国及び県の機関	津島公共職業安定所 愛知県津島保健所 愛知県海部児童・障害者相談センター 愛知県津島警察署
社会福祉団体	社会福祉法人大治町社会福祉協議会
民間支援団体	特定非営利活動法人 I C D S 特定非営利活動法人オレンジの会 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 特定非営利活動法人こころとまなびどっとこむ

別表第 2（第 3 条関係）

区分	名称
大治町の関係課等	大治町教育委員会事務局社会教育課 大治町教育委員会事務局学校教育課 大治町福祉部民生課 大治町福祉部子育て支援課 大治町福祉部保健センター